

平成 24 年度税制改正大綱の正誤について

[誤]

平成 24 年度税制改正大綱（抜粋）[平成 23 年 12 月 10 日閣議決定]

4. 消費課税

(1) 車体課税

[国税]

① 自動車重量税について、次の見直しを行います。

イ 次に掲げる検査自動車（車検証の交付等の時点で燃費等の環境性能に関する一定の基準（燃費基準等の切り替えに応じて変更します。現時点では平成 27 年度燃費基準等）を満たしている検査自動車に限ります。）については本則税率を適用します。ただし、下記ニからへまでの措置の対象となる検査自動車については免税となります。

[正]

平成 24 年度税制改正大綱（抜粋）[平成 23 年 12 月 10 日閣議決定]

4. 消費課税

(1) 車体課税

[国税]

① 自動車重量税について、次の見直しを行います。

イ 次に掲げる検査自動車（車検証の交付等の時点で燃費等の環境性能に関する一定の基準（燃費基準等の切り替えに応じて変更します。現時点では平成 27 年度燃費基準等）を満たしている検査自動車に限ります。）については、平成 24 年 5 月 1 日以降、本則税率を適用します。ただし、下記ニからへまでの措置の対象となる検査自動車については免除又は軽減となります。

(中 略)

ロ 上記イ及び下記ハに該当する検査自動車以外の自動車の税率を、平成 24 年 5 月 1 日以降、別紙 4 に掲げる税率とします。